

# 第2次橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画

概要版

## みんなの「わ」でつくる 橋本のくらしの幸せ

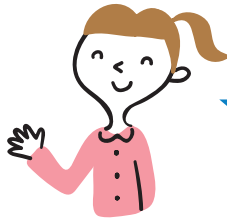


平成29年3月

橋本市

# 1. 地域福祉とは？

地域福祉って何かな？



地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合い、助け合いをする関係やその仕組みをつくっていくことよ。

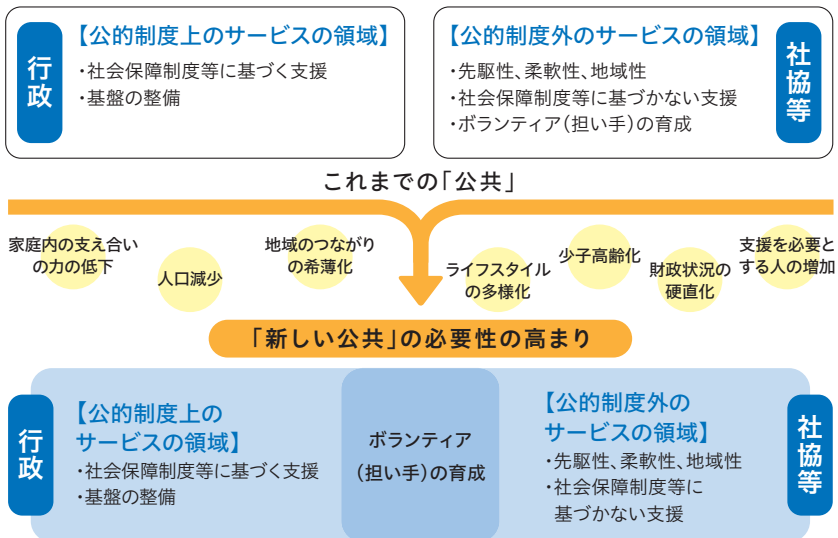
# 2. 市と市社協が協力して、『1つの計画』を策定！

## ●「新しい公共」の必要性の高まり

暮らしの変化に伴う多様化した課題や個別の福祉課題は、「制度の谷間」となることが多く、また人口の減少による担い手の不足や財政状況の硬直化により、行政や社会福祉協議会、事業者による福祉サービスだけでは対応が難しい状況となっています。

そのため、行政や社会福祉協議会だけでなく、市民、地域団体など地域を構成しているすべての人や団体が積極的に公共性をもったサービスの提供主体となり、公と民の役割分担のもと、日常生活を支える分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の必要性が高まっています。

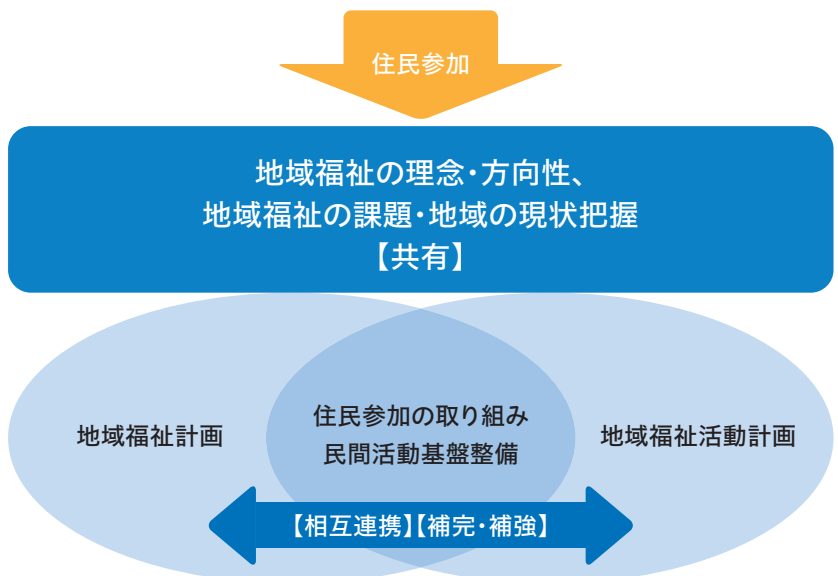
### ◎行政と社協のサービス領域等の変化



## ●計画の一体的な策定

「第一次地域福祉計画」と「第一次地域福祉活動計画」策定時には、同じ基本理念や基本目標のもと、それぞれに施策を推進してきました。その間、社会構造の変化を背景に、地域では人と人とのつながりや地域への帰属意識がさらに低下し、地域福祉の課題も多様化・複雑化しています。これらの課題に対応するため、行政と社会福祉協議会がそれぞれの役割を明確にしたうえで、連携を強化し、地域に暮らす人々が、お互いの幸せを願い、誰もが自分らしく誇りをもって暮らすことができる、『みんなの「わ」でつくる橋本のくらしの幸せ』という共通目標を達成するため、両計画を一体的に策定しました。

### ◎地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



## 3. 多くの市民の声を反映しています！

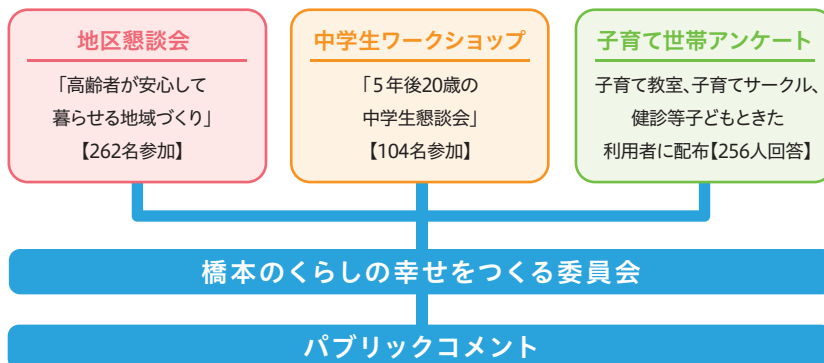
### ● 計画策定委員会の設置

本計画の策定は、公募委員、福祉関係者、学識経験者などの委員で構成された、「橋本のくらしの幸せをつくる委員会」で行いました。

### ● 計画づくりへの市民の参加

計画策定過程において、幅広い市民の現状評価やニーズを把握し、計画に反映していくため、地区懇談会の開催、中学生ワークショップ、子育て世帯アンケートを実施し、市民参加を図りました。これらの実施にあたっては、単にデータを収集するのではなく、地域福祉に対する市民の意識啓発や地域の生活課題を解決する動機づけとなるよう努めました。

#### ◎ 策定における調査と体制



## 4. みんなで計画を見直し、あらたにつくりました！

1



#### 「橋本のくらしの幸せをつくる地区懇談会」による検証

平成23年度に策定した前回計画の4つの基本方針に基づく取り組みについて、「地域福祉計画」では「重要度」、「地域福祉活動計画」では「認知度」を把握するとともに、改めて計画内容の周知を図りました。

2



#### 高齢者が安心して暮らせる地域づくりに関する意見交換会の実施

地域における高齢者支援の状況や改善が必要な課題等の意見を出し合い、参加者同士で今後の地域のあり方について話し合う場となるよう、意見交換会を開催しました。

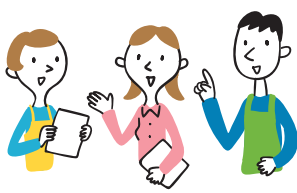
3



#### 「5年後20歳の中学生懇談会」の実施

地域の課題への気づきを促し、自分にできることを考え、課題解決につながる価値観や行動を生み出し主体的に地域について考えることで、まちづくりに参画していくきっかけづくりとなることを目的とし実施しました。

4



#### 子育て世帯のアンケートの実施

日頃子育てをしている方々から、子育て環境や子育て支援について意見をいただき、施策の立案等に活用することを目的として、アンケートを実施しました。

橋本市の子育て環境で、いいところは？

→子育てサークルや保育園、こども園の園解放など、子育て世帯の利用できる施設や機会が豊富！

「こんな支援・サービスがもっとあればいいなあ」と思うところは？

→身近な公園や施設など、子どもが利用しやすいよう、施設整備を進める！

## 5. 計画の基本理念！

第1次計画で掲げた、人と人のつながりである「輪(わ)」、対話する・コミュニケーションをとる「話(わ)」、協力し合う「和(わ)」、周囲をとりまく、めぐらせる「環(わ)」、という4つの「わ」の仕組みを市全体でつくりあげるため、基本理念を踏襲し、誰もが普段の暮らしの中で幸せを感じられるように、基本理念に基づき、さまざまな取り組みを進めます。

# みんなの「わ」でつくる 橋本のくらしの幸せ



### 橋本の「わ」考え方

「輪」：つながる      「和」：ささえあう  
「話」：つたえる      「環」：めぐる



## 6. 4つの「わ」で計画を進めます！

みんなの「わ」でつくる橋本のくらしの幸せ

わ

### 基本目標1 人や地域がつながる“輪”による絆づくり 【「輪」：つながる】

#### 施策(地域福祉計画)

- (1) 思いやる心を育む環境をつくります
- (2) 地域福祉に携わる団体・関係機関との連携を図ります
- (3) 地域を担い、支えることができる人材を育成します

#### 重点項目(地域福祉活動計画)

- (1) 地域の身近な視点に立った福祉教育を推進します
- (2) 地域の福祉活動を支える地域福祉推進の体制づくりを行います
- (3) 地域福祉のまちづくりを担う人材の発掘・育成を行います

わ

### 基本目標2 問題を解決していける“話”による仕組みづくり 【「話」：つたえる】

#### 施策(地域福祉計画)

- (1) 相談支援体制を充実させます
- (2) きめ細やかな情報提供を行います
- (3) 一人ひとりの人権を認め合い、あらゆる人の権利を擁護します

#### 重点項目(地域福祉活動計画)

- (1) 住民が気軽に相談できる相談支援体制を充実させます
- (2) 一人ひとりの生活を支えるサービスの提供を行います
- (3) 一人ひとりが尊重され、認め合える仕組みづくりを行います

わ

### 基本目標3 安心・全に暮らせる“和”による体制づくり 【「和」：ささえあう】

#### 施策(地域福祉計画)

- (1) 安心・安全に過ごせる環境を整備します
- (2) 防犯・防災体制の充実を図ります
- (3) 普段からの要援護者の支援を図ります

#### 重点項目(地域福祉活動計画)

- (1) 誰もが安心して暮らせる安全な地域づくりを進めます
- (2) 地域住民の安全を確保するために防犯・防災体制の充実を図ります
- (3) 誰もが快適に生活できるようなまちづくりを進めます

わ

### 基本目標4 みんなが集える“環”による拠点づくり 【「環」：めぐる】

#### 施策(地域福祉計画)

- (1) 地域における交流の場づくりを進めます
- (2) 地域活動の拠点づくりを進めます
- (3) 誰もがいきいきと暮らせる環境を整備します

#### 重点項目(地域福祉活動計画)

- (1) 地域のさまざまな活動のつながりを大切にしながら輪を広げていきます
- (2) ボランティアセンターを身近な地域の拠点にネットワークづくりを進めます
- (3) 住民の福祉の心を育てるためにともに学び合える仕組みづくりを進めます

## 基本目標 1

# 人や地域がつながる“<sup>わ</sup>輪”による絆づくり

つながる

### 施策（地域福祉計画）

#### （1）思いやる心を育む環境をつくります

- ①地域資源を活かした世代間交流の実施
- ②福祉の大切さを学ぶ社会福祉教育の推進
- ③多様な生涯学習の展開
- ④社会全体の教育力の向上

#### （2）地域福祉に携わる 団体・関係機関との連携を図ります

- ①協働による福祉のまちづくり
- ②社会福祉協議会との協働
- ③各地区における福祉活動の推進
- ④課題解決に向けた連携の推進

#### （3）地域を担い、 支えることができる人材を育成します

- ①地域福祉の担い手の育成
- ②地域福祉懇談会の開催
- ③地域ボランティアの育成・支援・連携
- ④新しい参加者層の活用

### 重点項目（地域福祉活動計画）

#### （1）地域の身近な視点に立った 福祉教育を推進します

- ①障がい者の理解のための学習・講話
- ②福祉協力校、モデル指定校
- ③夏のボランティア体験事業
- ④高齢者と児童・生徒の交流事業
- ⑤赤い羽根共同募金
- ⑥キャップハンディ体験事業

#### （2）地域の福祉活動を支える 地域福祉推進の体制づくりを行います

- ①小地域福祉活動の推進
- ②【新規】生活支援体制整備事業
- ③【新規】交流ネットワークづくり「おはなしサロン」

#### （3）地域福祉のまちづくりを担う人材の 発掘・育成を行います

- ①ボランティアの学習・人材育成
- ②ボランティア体験フェア
- ③講座・教室の実施
- ④【新規事業】生活支援サポーター養成講座

## 基本目標 2

# 問題を解決していける“<sup>わ</sup>話”による仕組みづくり

つたえる

### 施策（地域福祉計画）

#### （1）相談支援体制を充実させます

- ①相談窓口の周知・徹底
- ②多様な相談体制の充実
- ③社会福祉に関わる従事者の資質向上と人材確保

#### （2）きめ細やかな情報提供を行います

- ①きめ細やかな情報の発信
- ②活動の情報発信
- ③活動を支える情報の提供

#### （3）一人ひとりの人権を認め合い、 あらゆる人の権利を擁護します

- ①権利擁護及び成年後見制度に関する普及啓発
- ②人権啓発の推進
- ③虐待の防止
- ④男女共同参画に関する講座の開催
- ⑤多文化共生の推進
- ⑥生活困窮者の自立支援方策の実施

### 重点項目（地域福祉活動計画）

#### （1）住民が気軽に相談できる 相談支援体制を充実させます

- ①総合相談機能の充実
- ②相談窓口の周知・徹底
- ③多様な相談体制の充実
- ④新たなニーズに応える相談体制の充実

#### （2）一人ひとりの生活を支える サービスの提供を行います

- ①情報提供の充実
- ②情報提供手段の充実

#### （3）一人ひとりが尊重され、 認め合える仕組みづくりを行います

- ①福祉サービス利用援助事業の推進
- ②成年後見法人後見事業の推進





基本  
目標 3

安心・安全に暮らせる“和”による体制づくり

ささえあう

施策(地域福祉計画)

- (1) 安心・安全に過ごせる環境を整備します
  - ① 安心なまちづくりへの取り組み
  - ② 利用しやすい安心・安全な環境の整備
  - ③ 外出・移動支援の充実
  - ④ 誰もが、いつまでも安心・安全に暮らせる事業の展開

- (2) 防犯・防災体制の充実を図ります
  - ① 防犯・悪質商法などへの対策
  - ② 日常からの地域で支え合う仕組みづくり

- (3) 普段からの要援護者の支援を図ります
  - ① 災害対応への取り組み
  - ② 要援護者の把握

重点項目(地域福祉活動計画)

- (1) 誰もが安心して暮らせる安全な地域づくりを進めます
  - ① 福祉有償運送の充実
  - ② 【再掲】キャップハンディ体験事業
  - ③ 外出・移動支援の充実

- (2) 地域住民の安全を確保するために防犯・防災体制の充実を図ります
  - ① 防災訓練などへの参加

- (3) 誰もが快適に生活できるようなまちづくりを進めます
  - ① 災害時を想定したボランティア・市民活動団体との連携
  - ② 地域活動の自主的な活動への支援・連携
  - ③ 救急医療情報キット

基本  
目標 4

みんなが集える“環”による拠点づくり

めぐる

施策(地域福祉計画)

- (1) 地域における交流の場づくりを進めます
  - ① 集い、憩い、学びの交流の場づくり
  - ② 学校教育を通じた交流の展開
  - ③ 地域ふれあいサロン活動・筋力向上トレーニングの地域運営教室の充実
  - ④ 身近な地域における交流の促進

- (2) 地域活動の拠点づくりを進めます
  - ① 既存資源の有効活用
  - ② 学校施設の利用促進
  - ③ 環状的な機能を有した拠点づくり



- (3) 誰もがいきいきと暮らせる環境を整備します
  - ① 生きがいづくり
  - ② 区・自治会活動の支援
  - ③ 地域資源の活用

重点項目(地域福祉活動計画)

- (1) 地域のさまざまな活動のつながりを大切にしながら輪を広げていきます
  - ① 地域活動の促進



- (2) ボランティアセンターを身近な地域の拠点にネットワークづくりを進めます
  - ① センター環境整備
  - ② センター運営事業
  - ③ コーディネート機能の充実
  - ④ 広報啓発の充実
  - ⑤ 【新規事業】相談機能の充実
  - ⑥ ボランティア活動保険の加入促進

- (3) 住民の福祉の心を育てるためにともに学び合える仕組みづくりを進めます
  - ① 【新規事業】【再掲】生活支援体制整備事業



## 7. 計画の推進に向けて!

### (1) 計画の推進状況の把握

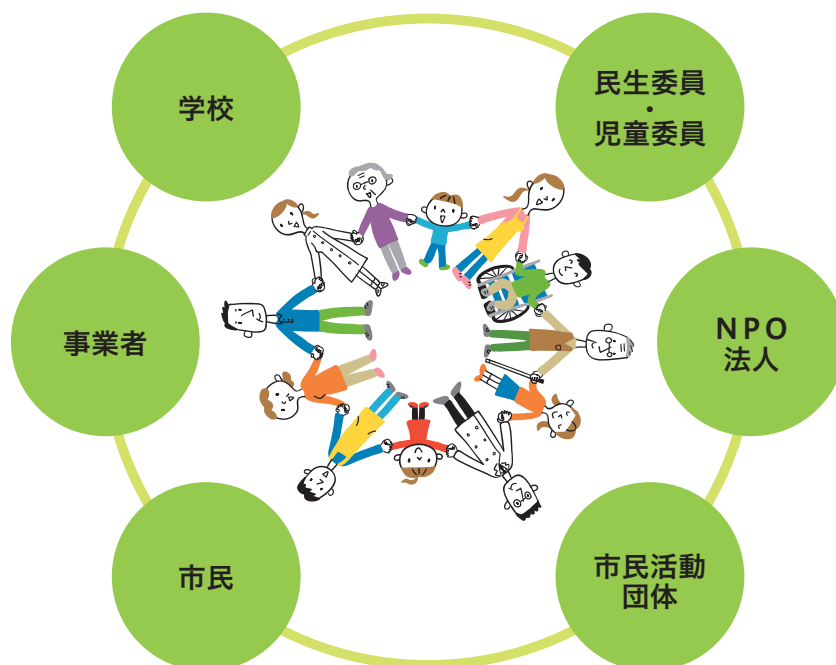
福祉関係課及び社会福祉協議会だけでなく、暮らしに関連する関係課と連携・調整を図り、個別計画の推進が、本計画の推進につながるよう努めます。

また、『橋本のくらしの幸せをつくる委員会』では、計画の進捗状況や達成状況について把握するだけでなく、評価・検証を行い、本計画の実効性・実現性を確保してまいります。



### (2) 協働による計画の推進

本計画の推進にあたり、民生委員・児童委員、NPO法人、市民活動団体、地域住民、福祉サービス事業者、行政、学校などが適切に協働し、市と社会福祉協議会が連携することで、地域福祉のネットワークを強化するなど、あらゆる課題に対してお互いに補完しながら、本計画の着実な推進に向けた取り組みを展開します。



協力して  取り組む

橋本市

連携

橋本市社会福祉協議会

### (3) 情報の周知及び共有

地域での助け合い、協働による計画を進めていくためには、地域にどのような課題があるのか、どのようなことに困っている人が多いのかといった、地域課題等の情報共有が必要不可欠となります。ボランティア・NPO活動を活性化していくためにも、個人のプライバシー保護に配慮しつつ、正確な情報を共有できるよう、支援に必要な情報の周知徹底を図ります。



## (4)各主体の役割

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を進めていく必要があります。

### ①市民に期待される役割

地域での助け合い、支え合いの関係づくりや、各種研修や講座、ボランティア活動などに積極的に参加することが望まれます。

### ②地域団体等に期待される役割

市民が具体的な活動への第一歩を踏み出すための市民への積極的な情報発信、交流などのきっかけづくりとしての役割が期待されます。

### ③民生委員・児童委員に期待される役割

身近な地域において、相談や困りごとを抱えた人にさまざまな支援を行い、安心して暮らせるまちづくりを進めるための重要な役割を担っています。

### ④その他の団体に期待される役割

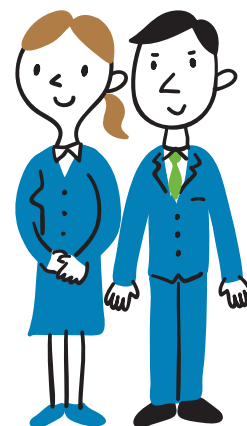
子ども会や女性活動団体などは、区・自治会などと連携し、地域活動を活性化することが期待されます。

### ⑤福祉サービス事業者などに期待される役割

社会貢献活動などの実施や地域活動への参加促進に努めることなどが期待されます。

### ⑥市・社会福祉協議会の役割

市は、市民ニーズの現状把握や施策の進行政管理、地域福祉関連情報の分析、福祉施策を総合的に推進していく役割を担い、社会福祉協議会は、市とともに、関係機関や福祉施設等との連携を深め、計画を推進していく役割を担います。



## (5)地域包括ケアシステムの構築

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるように、高齢者、障がい者、子どもなど対象を限定せずに、「医療」「ケア(介護・養育)」「予防」「住まい」「生活支援」のサービスが総合的・包括的に提供される「地域共生社会」の仕組みについて検討を行います。

一定のサービス支援ができる人材の確保や医療関係機関、介護サービス提供事業者など、さまざまな関係機関、市民をはじめ、区・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、福祉施設等との連携を図ります。

## 第2次橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画

### 概要版

発行：橋本市・橋本市社会福祉協議会

発行年月：平成29年3月

編集：橋本市 健康福祉部 福祉課

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目3番1号

電話 (0736)33-1111 FAX (0736)32-2515

編集：橋本市社会福祉協議会

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目3番1号

橋本市保健福祉センター2階

電話 (0736)33-0294 FAX (0736)33-4377

